

公共施設等運営権の設定について

浜松市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第19条第1項の規定に基づき、浜松ウォーターシンフォニー株式会社（以下「運営権者」という。）に浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）に係る公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定したので、同条第2項に基づき、次のとおり公表する。

平成29年10月16日

浜松市長 鈴木 康 友

1 公共施設等の名称

西遠浄化センター及び2ポンプ場（浜名中継ポンプ場、阿蔵中継ポンプ場）

2 公共施設等の立地並びに規模及び配置

運営権設定対象施設	立地	敷地面積
西遠浄化センター ※放流渠及び多目的広場駐車場を含む	浜松市南区松島町 2552 番 1 ほか	約 198,538 m ²
浜名中継ポンプ場	浜松市南区小沢渡町 1681 番ほか	3,748 m ²
阿蔵中継ポンプ場	浜松市天竜区二俣町阿蔵 330 番 5 ほか	589 m ²

3 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

(1) 義務事業

ア 経営に係る業務

イ 改築に係る企画、調整、実施に関する業務

ウ 維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務

(2) 附帯事業

4 公共施設等運営権の存続期間

(1) 平成29年10月16日から平成50年3月31日までとする。

(2) (1) にかかわらず、以下の各号に定める場合、市及び運営権者は、存続期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により(4)の規定の範囲内で両者が合意した日まで存続期間を延長することができる(かかる期間延長を「合意延長」という)。なお、合意延長の実施回数は1回に限られない。

ア 不可抗力の発生により、本事業が中断又は遅延した場合

イ 市側の事由による義務事業若しくは附帯事業の内容の変更により、本事業が中断又は遅延した場合

ウ 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、本事業が中断又は遅延した場合

(3) (2) に基づき合意延長が行われた場合、市及び運営権者は、改築に係る業務に関して市と運営権者が締結する公共施設等運営権実施契約（PFI法第22条第1項に定める公共施設等運営権実施契約をいう。）、改築計画、改築実施基本協定及び年度実施協定の変更について誠実に協議を行う。

(4) 存続期間（(2) により合意延長された場合は、合意延長後の存続期間）は、いかなる理由によっても運営権設定日から25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。